

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(地球環境課) 二二三五<sup>ハ</sup>

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二二三五

### 告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 二二三六

### 公 示

平成二十二年調理解師試験の実施

(生活衛生課) 二二三七

基本測量の終了

(用地課) 二二三八

公共測量の終了

(同) 二二三八

## 規 則

第 二 千 百 三 十 三 号

平成二十二年三月二十三日

(火曜日)

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式裏面注第八号、別記第一号様式の二裏面注第八号及び別記第二号様式裏面注第五号中「面注」を「裏面注」に改める。

### 附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に改める。  
第二十六条第一項第一号イ②中「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は他の告示年月日）
一般国道	三百六十三号	土岐市鶴里町柿野字陣田七九 九番一地从先から 同市同町同字入海道一 四八九番一地从先まで	一、三六〇〇	平成 三三・三・三三	一部県道 と重複 平成 九・七・一六

岐阜県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は他の告示年月日）
県道	足土 助岐線	土岐市鶴里町柿野字入海道一 四六二番一地从先から 同市同町同字菖蒲ヶ口 一四五四番一地从先まで	四七・三	平成 三三・三・三三	平成 九・七・一六

岐阜県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は他の告示年月日）
道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は他の告示年月日）

公 示

県道	高町	高山市上野町一九九番五九	一五〇	平成	平成
	山方線	地先から		二〇・三・三三	二〇・六・三三
		同市同			
		地先まで			
		町一九九番七三			

平成二十二年調理解師試験の実施

調理解師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項に規定する調理解師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理解師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七条の規定により公示します。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験期日  
平成二十二年八月十一日（水）
- 二 試験場所  
岐阜会場 各務原市那加郷田町三〇番地の一 中部学院大学各務原キャンパス  
多治見会場 多治見市十九田町二丁目八番地 多治見市文化会館  
多治見市上野町五丁目六八番地の一 東濃西部総合庁舎  
高山会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛騨総合庁舎
- 三 試験科目  
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論  
ただし、適用法令は、平成二十二年一月一日現在有効なものとする。
- 四 受験資格  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理解師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理し

て供与する施設又は営業で調理解師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものを  
五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（岐阜県調理解師法施行規則第五号様式）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課に提出してください。

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理解師試験願書在中」と朱書きし、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五〇〇 八五七〇岐阜市数田南二丁目一番一号）に提出してください。

1 履歴書

2 調理業務従事証明書（岐阜県調理解師法施行規則第六号様式）  
3 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（姓又は名が変わった者は、出願前三月以内に作成した戸籍抄本を添付してください。）  
4 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

六 願書受付期間

平成二十二年六月一日（火）から六月十一日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同月一日（火）から同月十一日（金）までの消印のあるものに限りに受け付けます。

七 願書配布期間

平成二十二年四月二十三日（金）から同年六月十一日（金）まで

八 受験手数料

六千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください（消印はしないでください）。なお、郵送による場合は、六千円分の岐阜県収入証紙、定額小為替又は普通為替を同封してください。

九 合格発表

平成二十二年九月十日（金）に岐阜県庁及び各保健所に受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十 試験結果の提供

平成二十二年調理解師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

す。

1 提供する試験結果  
調理師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

十一 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十二年五月十一日から

同 二十二年二月二十六日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり  
公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十  
四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十二年十月一日から

同 二十二年三月十一日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町地内

平成二十二年三月二十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社